

CASH RADAR PB システム 給与

令和 6 年 定額減税対応

本書は、CASH RADAR PB システム [給与] における「令和 6 年定額減税」の対応概要書となります。

I. 定額減税の概要	P2
II. 6 月の給与・賞与までに必要な作業	P3~10
① 減税対象社員リストの作成	P4
② 控除項目 [定額減税] の明細書パターン割り当て	P9
③ 住民税の改定登録	P10
III. 6 月以降の給与・賞与入力、および控除額管理	P11~14
① 給与データ入力、賞与データ入力における減税額控除	P12
② 源泉徴収簿などへの連動	P14
③ 控除状況の確認	P15
IV. 6 月以降の運用の注意点	P16~19
① 5 月以前の給与/賞与データの修正	P16
② 扶養親族など社員情報の変動	P17
③ その他注意点	P18

令和6年 定額減税対応 「制度の概要」

I. 定額減税の概要

定額減税とは、令和6年分の所得税・個人住民税を対象に実施される減税制度です。

減税の対象者

納税者である「居住者」で合計所得金額が1,805万円以下の者。

減税の額と実施方法

◆ 給与所得 [所得税]

本人	30,000円	令和6年6月1日現在勤務しており、かつ税表区分=甲欄
同一生計配偶者	30,000円	本人と生計を一にし、かつ合計所得金額48万円以下
扶養親族 ※1人につき	30,000円	16歳未満の年少扶養親族も含む

いずれも「居住者」に限る

<月次減税>

- 本年6/1～12/31の間に支払う給与あるいは賞与に対する所得税額(源泉徴収税額)から控除を行う。
- 初回の給与あるいは賞与で控除しきれない場合は、それ以降に支払われる給与・賞与で順次控除を行う。
- 合計所得金額が1,805万円を超える見込みの社員も控除の対象となる。

<年調減税>

- 年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行う

◆ 給与所得 [住民税]

本人	10,000円	
控除対象配偶者	10,000円	同一生計配偶者のうち、社員本人の前年合計所得が1,000万円以下
同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)	10,000円	社員本人と生計を一にし、かつ合計所得金額48万円以下 ※ 令和7年度分の所得割の額から控除
扶養親族 ※1人につき	10,000円	

いずれも「国外居住者」を除く

- 6月の給与においては、住民税を徴収しない。
- 7月～翌5月までの給与において、定額減税控除後の個人住民税額を徴収する。

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

Ⅱ. 6月の給与・賞与までに必要な作業

対応メンテナンス：2024/5/15(水) 実施予定

弊社によるメンテナンス実施後、CASH RADAR PB システムを起動すると各端末に定額減税対応プログラムが自動反映されます。

ただし、このメンテナンスに所得税の「年調減税」にかかる対応は含まれません。



メンテナンス後、マスタ設定・調整

定額減税対応プログラム取得後、本年6月の給与あるいは賞与入力を行う前に以下3つのマスタを設定・調整して下さい。

これら作業により、6月以降の給与、賞与において定額減税額の控除(＝月次減税)が自動で行われます。

① 社員情報設定 (一人別) > P4~8

各社員の「減税対象社員リスト」を確認、調整。
この作業により、各社員の定額減税額が確定します。

② 明細書パターン > P9

減税用の新しい控除項目【101. 定額減税】を控除情報欄に設定。
この作業により、減税対象社員リストで確定した減税額が本年6月以降の給与データ入力、賞与データ入力に反映されます。

③ 住民税一覧 > P10

(前年以前と仕様および作業手順に変更なし。対応メンテナンスを取得していない環境でも実行可能。)
令和6年度分「特別徴収税額通知」に記載されている個人住民税額を社員ごとに登録。
登録した住民税額は給与データ入力へ反映されます。

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

① 減税対象社員リストの作成



社員設定タブ[社員情報設定(一人別)]を開き、画面上部「減税対象社員リスト」ボタンをクリックします。

どの社員を選択している状態でもかまいません。



リストが表示されますので、内容の確認・調整を行ったうえで[F2OK]をクリックします。

[F3 出力]キーでPDF出力を行うことも可能です。

[F2OK] の実行

初期表示の内容と変更がない場合においても必ず [F2OK] を実行して下さい。

減税対象社員リストの [F2OK] を1度も実行していない場合、データ入力メニューにおいて定額減税控除額の自動算出が行われません。

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

リストの項目

① 対象	② 基準日在職社員		③ 配偶者	③ 扶養親族	④ 定額減税額合計
	社員番号	社員氏名			
<input checked="" type="checkbox"/>	000005	町屋 知良	対象	2 人	120,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000006	日暮 里美	対象外	0 人	30,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000007	千駄木 遼	対象	0 人	60,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000008	根津 俊輔	対象	2 人	120,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000009	湯島 茂雄	対象	2 人	120,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000010	御茶 水江	対象外	0 人	30,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000011	大手 町子	対象外	1 人	60,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000012	二重橋 舞	対象外	1 人	60,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000013	日比谷 純	対象外	0 人	30,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000014	霞ヶ関 徹	対象	1 人	90,000 円
<input type="checkbox"/>	000051	赤坂 三子	対象外	0 人	0 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000052	四谷 貞治	対象	3 人	150,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000054	新宿 拓哉	対象	2 人	120,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000055	中野 佐香	対象外	0 人	30,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000057	高円寺 純	対象外	0 人	30,000 円

①	対象	定額減税を適用しない社員においてはチェックを外します。
②	基準日在職社員	以下条件すべてに該当している社員が初期表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・税表区分「月額甲欄」 ・入社年月日「令和6年6月1日以前」あるいは「空欄」 ・退職年月日「令和6年6月2日以降」あるいは「空欄」
③	配偶者	社員情報設定(一人別)の[扶養親族]タブにおける登録内容をもとに初期値が判定、表示されます。 ※初期値は P6 参照 [扶養親族]タブに登録していない配偶者・扶養親族がいる場合など、必要に応じて初期値の修正を行います。 修正された内容は社員情報へ反映されません。
	扶養親族	
④	定額減税額合計	本人、配偶者、扶養親族の情報を元に算出されます。
⑥	「社員追加」ボタン	リストの[F2OK]実行後に新規登録等を行った社員を追加表示させる場合に実行します。 ※更新対象は P7 参照

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

リストの初期値(人数)

〔配偶者〕 判定基準 [配偶者=あり/なし] と [非居住者=非該当/該当] の2点

配偶者情報

配偶者 あり なし

配偶者氏名

フリガナ

性別 男 女

配偶者生年月日 (1980/02/01)

源泉控除対象配偶者 非該当 該当

区分

老人 非該当 該当

障害者 非該当 一般 特別

同居 非同居 同居

非居住者 非該当 該当

配偶者	非居住者	リスト初期値
あり	非該当	対象 (1人加算)
あり	該当	対象外 (0人)
なし	—	対象外 (0人)

表中の例における判定は「対象 (1人)」

<ポイント> 配偶者「あり」且つ非居住者「非該当」であればリスト初期値は無条件で [対象]。

源泉控除対象配偶者のフラグや配偶者合計所得の額は判定の対象とはならない。※詳細 P8

〔扶養親族〕 判定基準 [非居住者=非該当/該当] と [控除計算=対象/対象外] の2点

扶養控除対象人数 2 人 表示順変更

	扶養親族名 (フリガナ)	続柄	扶養親族生年月日	区分				非居住者	控除計算
				扶養	障害者	同居	同居老親等		
1	霞ヶ関 花男 カスミガセキ ハナオ	長男	15年01月05日	特定	非該当			非該当	対象
2	霞ヶ関 花子 カスミガセキ ハナコ	長女	21年05月01日	非該当	非該当			非該当	対象
3	霞ヶ関 元 カスミガセキ ハジメ	父	昭和 25年08月01日	老人	非該当		同居老親等以外	非該当	対象

「非居住者」欄	「控除計算」欄	リスト初期値
非該当	対象	1人加算
非該当	対象外	0人
該当	対象	0人
該当	対象外	0人

表中の例における判定は「3人加算」

<ポイント> [扶養区分] は判定の対象とはならない。

よって、扶養区分=非該当 (16歳未満) の親族も条件を満たせばリスト初期値に [1人加算]。

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

「社員追加」ボタン

対象	基準日在職社員		配偶者	扶養親族	定額減税額合計
	社員番号	社員氏名			
<input checked="" type="checkbox"/>	000005	町屋 知良	対象	2 人	120,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	000006	日暮 里美	対象外	0 人	30,000 円

減税対象社員リスト右上の「社員追加」ボタンは、リストにいない社員において定額減税＝「対象」となるよう設定変更等を行った後、リストへ追加するために使用するボタンです。
設定内容の再集計機能ではありませんので、運用にご注意ください。※詳細 P8

	リスト [F20K] 実行後に行った操作例	[社員追加] 実行
リストにいない社員	新規社員登録 (甲欄、R6/6/1 入社)	いずれもリストに追加される
	乙欄から「甲欄」へ変更	
	入社日 R6/6/2 を R6/6/1 へ変更	
	退職日 R6/5/31 を R6/6/1 へ変更	

	リスト [F20K] 実行後に行った操作例	[社員追加] 実行
既にリストにいる社員	配偶者、扶養親族を変更 (対象人数変更)	人数、減税額は変動しない<★>
	税表区分を「乙欄」へ変更	対象のチェックが外れる<■> (社員追加未実行でも外れる)
	入社日を R6/6/2 へ変更	対象のチェックは外れない<◆>
	退職日を R6/5/31 と登録	

<★>社員情報に合わせて減税対象社員リストの内容も変更してください

<■>甲欄へ戻さない限り再度チェックを入れることはできません

<◆>チェックを外してください

	リスト [F20K] 実行後に行った操作例	[社員追加] 実行
チェックが外れている社員	税表区分を「甲欄」へ変更	対象のチェックは外れたまま
	入社日を R6/6/1 へ変更	
	退職日を R6/6/2 と登録	

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

リストの注意点

注意点① 変更した情報の反映

P7 記載のとおり 1 度リストアップされた社員においては、以降に社員情報の [本人情報] および [扶養情報] を変更してもリストの内容は自動更新されません。

初回の月次減税の前に社員情報を変更した場合はリストの内容も必ず確認・変更してください。

対象	基準日在職社員		配偶者	扶養親族	定額減税額合計
	社員番号	社員氏名			
<input checked="" type="checkbox"/>	000008	根津 俊輔	対象	2 人	120,000 円



例) リストの [F20K] 実行後、扶養親族タブで扶養親族を 1 名追加 (対象 = 3 人としたい)



対象	基準日在職社員		配偶者	扶養親族	定額減税額合計
	社員番号	社員氏名			
<input checked="" type="checkbox"/>	000008	根津 俊輔	対象	3 人	120,000 円

社員情報の変更内容は連動しないので、リスト内の情報を「3 人」へ変更入力する。
この作業により定額減税額合計が更新される。

注意点② 配偶者の対象判定

P6 記載のとおり、PBS では非居住者 = 非該当としている配偶者はすべて [対象] と判定されます。定額減税の要件である「合計所得 48 万円以下」の判定を行うことはできませんので、リストアップされた各社員の配偶者欄において確認と調整を行って下さい。

基準日在職社員		配偶者	扶養親族	定額減税額合計
社員番号	社員氏名			
000001	松戸 真央	対象外	0 人	30,000 円
000002	金町 信成	対象	2 人	120,000 円
000003	亀有 静香	対象	1 人	90,000 円
000004	綾瀬 晴香	対象外	1 人	60,000 円

定額減税の制度における「対象」	居住者で、本人と生計を一にしている 合計所得金額 48 万円以下
PBS の対象リストにおける「対象」	居住者 (非居住者 = 非該当)

< “対象外” へ変更する想定ケース >

- 合計所得金額が 48 万円超 ~ 95 万円以下の配偶者
= 源泉控除対象配偶者に該当する、ならびに配偶者特別控除を受けるために社員情報に登録されている配偶者
- 合計所得金額が 95 万円超 ~ 133 万円以下の配偶者
= 配偶者特別控除を受けるために社員情報に登録されている配偶者
- 合計所得金額が 133 万円超だが、マイナンバー管理などの理由で社員情報に登録されている配偶者

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

② 控除項目 [定額減税] の明細書パターン割り当て

The screenshot shows a software interface for assigning tax items to a detailed statement pattern. The interface is divided into several sections:

- Left Panel:** A list of items to be assigned, including '役員報酬', '一般社員', and 'パート・アルバイト'.
- Main Table:** A table with columns for '支給情報' (Payment Information) and '控除情報' (Deduction Information). The '支給情報' section includes items like '基本給(月給)', '職務手当', and 'インセンティブ'. The '控除情報' section includes '健康保険', '厚生年金', '雇用保険', '所得税', '住民税', and '食事代'.
- Dropdown Menu:** A dropdown menu is open for the '雇用保険' column, showing options like '厚生年金基金', '減税還付金', '年調不足金', and '定額減税'. The '定額減税' option is highlighted in blue.

会社設定【明細書パターン】

控除情報の空いている欄に、控除項目「定額減税」を割り当てて[F2 登録]をクリックします。
賞与を含めた各明細書パターンにおいて、この作業を実行して下さい。

ご確認ください

減税額の自動算出が行われる控除項目は、本年5月実施のメンテナンスにより [支給控除項目] メニューの控除項目タブに新規追加された「No101. 定額減税」のみとなります。

ユーザー独自に作成した項目を明細書パターンに割り当てた場合、減税額は自動算出されません。

また、明細書パターンの控除情報に空いている欄がない場合は、不要な控除項目を削除し、空きを作ったうえで「No101. 定額減税」を割り当てる対応となります。

運用にあたり空きを作れない場合は、給与（賞与）データ入力で算出される所得税額を直接修正する対応となります。

令和6年 定額減税対応 「事前作業」

③ 住民税の改定登録

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L) 印刷 社員選択

	社員番号	000001	000002	000003	000004	000005	000006	000007	000008
	社員氏名	松戸 真央	金町 信成	亀有 静香	綾瀬 晴香	町屋 知良	日暮 里美	千駄木 遼	根津 俊輔
	納税市区町村	松戸市	葛飾区	葛飾区	足立区	荒川区	荒川区	文京区	文京区
納付住民税額	6月 7回目	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月 8回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	8月 9回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	9月 10回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	10月 11回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	11月 12回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	12月 1回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	1月 2回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	2月 3回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	3月 4回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	4月 5回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
	5月 6回目	12,300	8,990	7,880	10,300	11,800	9,800	9,900	12,530
合計		135,300	98,990	86,680	113,300	129,800	107,800	108,900	137,830

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 登録 F3 ↓→切替 F4 F5 画面更新 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 社員別

住民税改定の操作手順（住民税一覧、あるいは社員情報一人別「住民税」タブ）は従来と同じです。ただし、本年は定額減税対象者において、6月分=1行目を「0」で登録する対応となります。

令和6年 定額減税対応 「6月以降の運用」

Ⅲ. 6月以降の給与・賞与入力、および控除額管理

P4~10の事前作業を実行することで、6月以降の給与・賞与データ入力メニューにおいて定額減税額の控除（月次減税）が自動で行われます。

また、所得税にかかる控除状況は、源泉徴収簿入力メニューにおいて随時確認が可能です。

給与データ入力 >

賞与データ入力 >

P12

支給情報					
基本給(月給)	インセンティブ	職務手当			
338,000	15,000	8,500			
法定時間外1	平日深夜	休日労働	休日深夜		
24,005	0	0	0		
欠勤控除	遅刻早退控除				課税支給額
0	0				391,305
通勤手当			年調還付金		非課税支給額
25,900			0		20,100
					支給額合計
					411,405
控除情報					
健康保険	厚生年金	雇用保険			
15,968	29,280	2,468			
所得税	住民税	定額減税			
5,270	0	-5,270			
食事代	財形貯蓄				社会保険料計
					47,716
従来の控除項目〔所得税〕は従来どおり算出。 定額減税の控除額は新しい控除項目〔定額減税〕にマイナスで算出される。 どちらの値も直接入力で変更可能。					課税対象額
					343,589
					控除額合計
					76,566

源泉徴収簿入力 >

P14

未払給与内書き 摘要入力 調整入力 給与以外の所得 年調ソフト取込 [社員別減税リスト印刷](#)

社員番号 000014 社員氏名 霞ヶ関 徹 税表区分 月額甲欄
 所属部門 営業 役職 年調未/済 未

源泉徴収簿 年末調整控除 年末調整一覧

給与・手当等 **定額減税額合計 90,000円 控除済額合計 4,770円 控除外額 85,230円**

月区	年区	年区	年区	年区	年区	年区	年区	年区	年区	差引 税額
										0
1										3,470
2	02/25	328,500	29,138	299,362	3	3,470				3,470

各社員の控除状況をヘッダ部に常時表示。
 また、リスト印刷機能により全社員の控除状況をPDFで一覧出力。

令和6年 定額減税対応 「6月以降の運用」

① 給与データ入力、賞与データ入力における減税額控除

<ポイント> 給与、賞与とも定額減税施行前とデータ入力の操作方法に変更はありません。
P4~10の設定を行っておくことにより、所得税（定額減税控除）/住民税の金額が自動算出されます。

控除情報	健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税	定額減税	社会保険料計	課税対象額	控除額合計
	10,422	16,470	2,273	4,770	0	-4,770	29,165	331,335	58,415

【所得税】

従来のおおりの算式で定額減税が控除されていない税額が算出されます。

【定額減税】

定額減税の合計額、今回の所得税額、定額減税の控除外額（＝控除未済の額）をもとにマイナス額で算出されます。

【住民税】

従来のおおりの「社員情報_住民税」メニューに登録されている各月の住民税額が連動します。

令和6年 定額減税対応 「6月以降の運用」

例 1) 定額減税合計額 「30,000 円」の社員の控除推移

所得税	住民税	定額減税	① 2024/6/25 給与
10,470	0	-10,470	控除 10,470 円 : 残り 19,530 円 (住民税 0 円)
所得税		定額減税	② 2024/7/10 賞与
7,803		-7,803	控除 7,803 円 : 残り 11,727 円
所得税	住民税	定額減税	③ 2024/7/25 給与
10,470	11,020	-10,470	控除 10,470 円 : 残り 1,257 円
所得税	住民税	定額減税	④ 2024/8/25 給与
10,470	11,020	-1,257	控除 1,257 円 : 残り 0 円 ※控除完了
所得税	住民税	定額減税	⑤ 2024/9/25 給与
10,470	11,020	0	控除 0 円 ※次回以降も控除 0 円となる

例 2) 定額減税合計額 「120,000 円」の社員の控除推移

所得税	住民税	定額減税	① 2024/6/25 給与
4,910	0	-4,910	控除 4,910 円 : 残り 115,090 円 (住民税 0 円)
所得税		定額減税	② 2024/7/10 賞与
6,197		-6,197	控除 6,197 円 : 残り 108,893 円
所得税	住民税	定額減税	③ 2024/7/25 給与
4,910	12,010	-4,910	控除 4,910 円 : 残り 103,983 円
所得税	住民税	定額減税	④ 2024/8/25 給与
4,910	12,010	-4,910	控除 4,910 円 : 残り 99,073 円
所得税	住民税	定額減税	⑤ 2024/9/25 給与
4,910	12,010	-4,910	控除 4,910 円 : 残り 94,163 円 ※次回以降も控除継続

次回以降も定額減税合計額に達するまで控除が行われますが、2024/12/31 までに支給される給与・賞与においても控除しきれなかった金額は「年末調整」で精算します。

年末調整の対応プログラムは 2024/11 月に別途リリースいたします。

令和6年 定額減税対応 「6月以降の運用」

② 源泉徴収簿などへの税額連動

＜ポイント＞ 各メニューとも定額減税の控除額は別建表記されません。
 所得税から定額減税（月次減税）を差し引いた金額が「税額」として連動されます。

◆ 源泉徴収簿入力

給与・手当等		定額減税額合計 90,000円	控除済額合計 4,770円	控除外額 85,230円				
月区分	支給日	総支給額	社会保険料等 控除額	社会保険料等 控除後の金額	扶養	算出税額	年末調整 過不足額	差引税額
前職分		0	0	0		0		0
1	01/25	328,500	29,138	299,362	3	3,470		3,470
2	02/25	328,500	29,138	299,362	3	3,470		3,470
3	03/25	345,110	29,238	315,872	3	4,140		4,140
4	04/25	349,032	29,045	319,987	3	4,300		4,300
5	05/25	363,907	29,186	334,721	3	4,910		4,910
6	06/25	360,500	29,165	331,335	3	0	-20,290	-20,290

◆ 源泉所得税納付書

納付対象期間 自 令和 06 年 06 月 至 令和 06 年 06 月

摘要

区分	支払開始日	支払終了日	人員	支給額	税額
俸給・給与等	令和 06/06/25	令和 06/06/30	22	5,662,600	14,880
賞与(役員賞与を除く)			0		
日雇労働者の賃金					

◆ 源泉徴収票印刷

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

東京都文京区湯島9-1-10

常務取締役 湯島 茂雄

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	2,780,000			47,321

支払回数 2

なお、「年調減税」のメンテナンス対応(本年11月予定)が実施されるまでの間は、死亡退職など年の途中で年末調整を行うことはできません。

源泉徴収票の用紙に直接ご記入いただく運用となります。

令和6年 定額減税対応 「6月以降の運用」

③ 控除状況の確認

＜ポイント＞ 各社員の控除状況は〔源泉徴収簿入力〕で随時確認することができます。
ただし、給与(賞与)データ入力を使用せず、源泉徴収簿入力のみで運用している場合は対象外となります。

一人別 源泉徴収簿タブのヘッダを確認

未払給与内書き 摘要入力 調整入力 給与以外の所得 年調ソフト取込 社員別減税リスト印刷

社員番号 000014 社員氏名 霞ヶ関 徹 税表区分 月額甲欄
所属部門 営業 役職 年調未/済 未

源泉徴収簿 年末調整控除 年末調整一覧

給与・手当等 定額減税額合計 90,000円 控除済額合計 4,770円 控除外額 85,230円

月区分	支給日	総支給額	社会保険料等 控除額	社会保険料等 控除後の金額	扶養	算出税額	年末調整 過不足額	差引税額
前職分		0	0	0		0		0
1	01/25	328,500	29,138	299,362	3	3,470		3,470
2	02/25	328,500	29,138	299,362	3	3,470		3,470

一覧 社員別減税リスト印刷ボタンでPDFを出力して確認

株式会社エルモードいわき支店 社員別減税リスト 頁: 1/3 2024/04/24

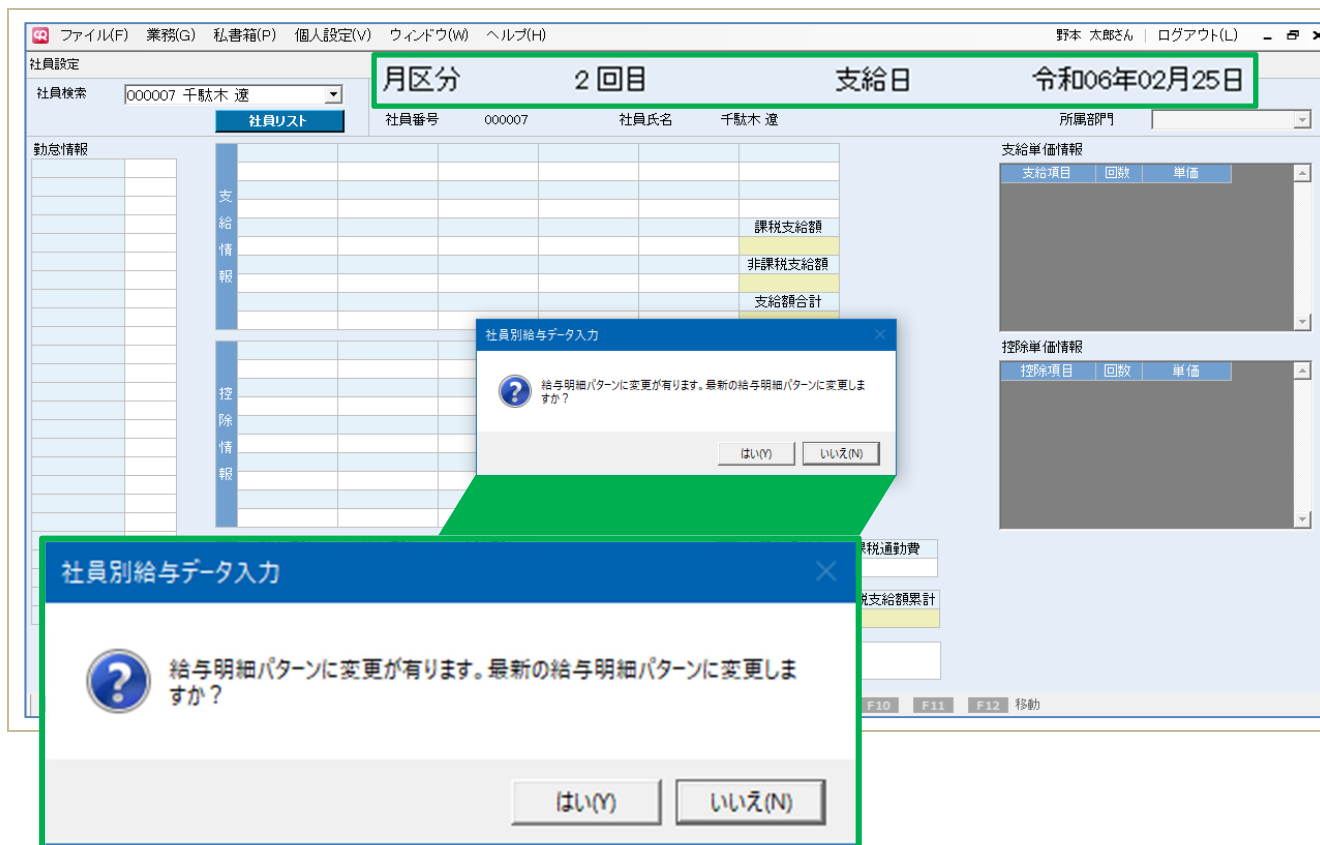
社員番号 社員氏名	配偶者・ 扶養親族 の人数	定額減税 額合計	控除外額	令和6年6月25日 給与			令和6年6月30日 給与							
				控除前 所得税	控除済 定額 減税	控除後 所得税	控除前 所得税	控除済 定額 減税	控除後 所得税	控除前 所得税	控除済 定額 減税	控除後 所得税		
000001 松戸 真央	0人	30,000円	23,160円	6,840円	6,840円	0円	0円	0円						
000002 金町 信成	3人	120,000円	116,200円	3,800円	3,800円	0円	0円	0円						
000003 亀有 静香	2人	90,000円	85,290円	4,710円	4,710円	0円	0円	0円						
000004 綾瀬 晴香	1人	60,000円	57,100円	2,900円	2,900円	0円	0円	0円						
000005 町屋 知良	3人	120,000円	116,730円	3,270円	3,270円	0円	0円	0円						
000006 日暮 里美	0人	30,000円	25,880円	4,020円	4,020円	0円	0円	0円						
000007 千駄木 遼	1人	60,000円	53,370円	6,630円	6,630円	0円	0円	0円						
000008 根津 俊輔	3人	120,000円												
000009 湯島 茂雄	3人	120,000円												
000010 御茶 水江	0人	30,000円	26,650円	0円	0円	0円	3,350円	3,350円	0円					

国税庁「各人別控除事績簿」と同様の形式でリストが作成される。

令和6年 定額減税対応 「運用の注意点」

IV. 6月以降の運用の注意点

① 5月以前の給与/賞与データの修正



明細書パターンに [No101. 定額減税] を割り当てた後に、登録済みの給与（賞与）データを開いた場合「給与（賞与）明細パターンに変更が有ります。最新の給与明細パターンに変更しますか？」とメッセージが表示されます。

このメッセージに対しては [いいえ] を選択してください。

[いいえ] を選択することにより、登録時点の明細書パターンで修正等を行うことができます。

[はい] を選択すると、登録済みデータが、定額減税欄を含む新しい明細書パターンに基づいて再集計（※）されてしまいますのでご注意ください。

なお、過去月データの修正を実行できないように、給与/賞与の支給後は [締め処理] を掛ける運用をおすすめいたします。

（※）支給日=2024/5/31 以前であれば定額減税自体は算出されません

令和6年 定額減税対応 「運用の注意点」

② 扶養親族など社員情報の変動

令和6年6月の給与あるいは賞与の支給以降（＝最初の月次減税業務以降）に配偶者、扶養親族および本人の登録情報に変動があった場合は、社員情報設定の「扶養情報」および「本人情報」の内容のみを変更し、「減税対象社員リスト」の変更は行わないでください。

[以下参照、国税庁 Q&A より]

同一生計配偶者等の人数については、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。

印刷 減税対象社員リスト ← 変更しない。追加1人分の減税は年末調整で精算。

社員番号 000101 社員氏名 給与 一郎 フリガナ キョウイチロウ

本人情報 扶養情報 支給条件 支払基準 社会保険 通勤手当 住民税 振込情報

配偶者情報
 配偶者 あり なし
 配偶者氏名 給与 美子
 フリガナ キョウヨシコ
 区分
 老人 非該当 該当
 障害者 非該当 一般

例：2024/7月に子の出生によって扶養親族の人数が増えた場合

扶養控除対象人数 1 人 表示順変更

扶養親族名 (フリガナ)	続柄		区分					控除計算
	扶養親族生年月日	扶養	障害者	同居	同居老親等	非居住者		
1 給与 孝之助 キョウコノスケ	父 昭和 25年05月01日	老人	非該当		同居老親等以外	非該当	対象	
2 給与 一郎 キョウイチロウ	子 令和 02年05月01日	非該当	非該当			非該当	対象	
3 給与 次郎 キョウジロウ	子 令和 06年07月01日	非該当	非該当			非該当	対象	

<補足>

例の場合、2024年7月生まれの「子」は16歳未満であるため“扶養控除対象人数”には含まれません。よって、扶養親族として登録されても7月以降の本人の所得税額は変動しません。

しかし、本年の年末調整で行う“年調減税”では人数に含めることとなりますので、扶養親族として登録を行っておく必要があります。

令和6年 定額減税対応 「運用の注意点」

③ その他注意点

CSV ファイルインポート

インポート機能で「給与明細データ」および「賞与明細データ」を登録する場合、ひな型として
いる CSV ファイルにおいて P9 の明細書パターン変更にもなう列の追加が必要です。

給与データ取込（会計）

会計帳簿・給与データ取込メニューにおいて、控除項目「定額減税」はマイナス金額で取込が行
われます。

プラス金額の仕訳になるよう、取込画面（会計伝票）で金額と勘定科目の調整を行って下さい。

以上